

第 5 版

令和 2 年 7 月豪雨被災者支援のしおり

(令和 3 年 1 2 月 1 日現在)



目次

☺☺ 被害状況の証明に関すること ☺☺

- 1 罹災証明書（住家）の発行 ※店舗兼住宅を含む…………… 3
- 2 被災証明書（住家以外）の発行…………… 5

☺☺ 生活等資金に関すること ☺☺

- 3 災害弔慰金の支給…………… 7
- 4 日本財団による弔慰金の支給【受付終了】…………… 7
- 5 災害障害見舞金の支給…………… 8
- 6 被災者生活再建支援金の支給【延長】…………… 9
- 7 災害義援金の支給【更新】…………… 12
- 8 災害義援金（修理世帯）の支給【追加】…………… 14
- 9 災害援護資金の貸付【受付終了】…………… 15
- 10 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予…………… 16

☺☺ 住まいに関すること ☺☺

- 11 リバースモーゲージ利子助成（住まい再建支援策）…………… 17
- 12 自宅再建利子助成（住まい再建支援策）…………… 19
- 13 民間賃貸住宅入居助成（住まい再建支援策）…………… 22
- 14 公営住宅入居助成（住まい再建支援策）…………… 24
- 15 転居費用助成（住まい再建支援策）…………… 26
- 16 みんなで始める球磨川流域 CO2 削減住宅補助金…………… 28
- 17 被災住宅の応急修理【受付終了】…………… 30
- 18 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供【受付終了】…………… 30
- 19 被災家屋の解体【受付終了】…………… 30
- 20 災害廃棄物搬入許可証の発行…………… 31
- 21 建設型応急住宅の提供【受付終了】…………… 33
- 22 人吉市営単独住宅の提供【追加】…………… 34
- 23 住宅資金の貸付…………… 35
- 24 災害復興住宅融資…………… 36

☺☺ 免除や減免に関すること ☺☺

- 25 各種保険税・保険料の減免…………… 38
- 26 個人市県民税の減免【受付終了】…………… 39
- 27 固定資産税・都市計画税の減免…………… 39

28	被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例【追加】	40
29	被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例【追加】	42
30	被災代替償却資産に対する固定資産税の特例【追加】	44
31	介護保険サービス利用料の免除	45
32	介護保険 特定福祉用具の再購入	47
33	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	48
34	水道料金及び下水道使用料の減免等【受付終了】	49
35	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除・還付	49
36	後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除・還付	52
37	国民年金保険料の免除	54
38	市税の納税の猶予	56
39	各種証明書の交付手数料の免除	56

☺☺ 子どもの養育・就学に関すること ☺☺

40	就学援助について	58
41	児童扶養手当の特例措置【受付終了】	59
42	人吉市奨学金貸付金の返還の猶予【受付終了】	59
43	「国の教育ローン」の災害特例措置	60

☺☺ なりわいに関すること ☺☺

44	被災した施設等の復旧支援（なりわい再建支援補助金）	61
45	農地等被災農業者の生活支援【受付終了】	62
46	農地等自力復旧事業に対する補助	63

☺☺ その他の再建支援 ☺☺

47	被災浄化槽の土砂などの撤去	64
48	被災浄化槽の改築（修繕）に対する補助	65
49	浄化槽の設置に対する補助	67
50	宅地内堆積土砂等を自費で撤去された方への償還【受付終了】	69

☺☺ 各種相談窓口 ☺☺

51	消費生活相談	69
52	こころの健康相談	70
53	被災者支援無料法律相談窓口	71
54	令和2年7月豪雨関連法律相談窓口	72

1 罹災証明書（住家）の発行 ※店舗兼住宅を含む

税務課資産税係

令和 2 年 7 月豪雨に伴う、罹災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家の、罹災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた、罹災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「一部損壊」があります。また、調査の結果、「無被害」となることもあります。

なお、令和 2 年 7 月豪雨による、罹災証明書（住家）が必要な方で申請がお済でない方は、お早めに手続きをお願いします。

対象となる方

- ・住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、発災当時、実際に住んでいれば申請は可能です。
- ・区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

《申請の流れ》

窓口で申請



被害状況確認のための被害認定調査（1次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により2次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、お問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊の、罹災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真（データ可）又は修理の見積書等を申請窓口に参加いただくと、窓口で写真等を確認の上、一部損壊の、罹災証明書を即日交付します。

■受付窓口・お問合せ先

税務課（西間別館 2 階 6 番窓口）0966-22-2111（内線 1171・1172）

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- (1) 身分証明書（運転免許証、保険証など）
- (2) 生活の本拠であったことが確認できる書類
（町内会長による居住証明、水道・電気等の料金明細等）
※住民票の所在と、罹災した住所が異なる場合に必要です。
- (3) 代理人による申請の場合は委任状、代理人の身分を証明するもの
- (4) 管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの

2 被災証明書（住家以外）の発行

税務課資産税係・防災安全課防災安全係

令和 2 年 7 月豪雨に伴う、被災証明書の申請受付及び発行を行います。

被災証明書とは、自然災害により住家以外の家屋等に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、被災の事実を証明するものです。

なお、証明書の対象物や使用目的に応じて、申請方法や申請窓口、証明書の内容（被害判定の有無）が異なりますので、提出先に必要書類をご確認のうえ、申請手続きをお願いします。

被害判定が必要な場合

■対象…建物（アパート、店舗、倉庫、持ち家など）

■必要なもの

- （１）身分証明書（運転免許証、保険証など）
- （２）印鑑 ※建物の所有者または納税義務者の押印が必要です。

■申請受付窓口・お問合せ先

税務課（西間別館 2 階 6 番窓口）0966-22-2111（内線 1171・1172）

被害判定が不要な場合

■対象…家財道具・車両など

■必要なもの

- （１）身分証明書（運転免許証、保険証など）
- （２）印鑑
- （３）対象物の被害状況が分かる写真（スマートフォン等での画像でも可）
 - ※提出先によっては、建物の場合でも被害判定がない証明書を使用できる場合があります。 例 なりわい再建補助金申請の一部
 - ※車両については、ナンバーが分かる写真や、レッカー移動などで現物がない場合は、車検証返納証明書や車両保険払込の通知書など、被災した事実が確認できるものをご準備ください。

■申請受付窓口・お問合せ先

防災安全課（カルチャーパレス 2 階 29 番窓口）（内線 3371・3372）

共通事項

■申請受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■発行受付時間

午前9時～午後4時

※基本的には即日交付できますが、被害認定調査が済んでいないなどの理由から、後日お越しいただく場合もあります。

3 災害弔慰金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により亡くなった方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族

- ・亡くなった方が受給者の生計維持者の場合 : 500万円
- ・亡くなった方が受給者の生計維持者以外の場合 : 250万円

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・受領される方の身分証明書（運転免許証等）の写し
- ・受領される方名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可） ※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111（内線 6741・6744）

4 日本財団による弔慰金の支給

日本財団災害対策事業部

日本財団が、令和2年7月豪雨により亡くなった方のご遺族に対して、一人あたり10万円の弔慰金を支給します。

※令和3年3月31日をもって、受付を終了しました。

5 災害障害見舞金の支給

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により心身に重度の障がいを受けた方（審査委員会において、災害との関連性が認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

災害により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障がいを受けた方が	生計維持者	：250万円
	生計維持者以外	：125万円

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111（内線 6741・6744）

※対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。
まずは窓口又は電話にてお問い合わせください。

6 被災者生活再建支援金の支給

延長

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨により住宅が全壊等の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対象となる方

- ① 住宅が全壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ③ 住宅が半壊（大規模半壊を含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ④ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ⑤ 住宅が中規模半壊の被害を受けられた世帯（半壊世帯で次のいずれかの基準を満たす場合）
 - (ア) 被災した住家の内部を調査し、部位による判定を行った結果、損害割合30%以上40%未満の世帯
 - (イ) 浸水深判定を行った場合で、1階の過半の内壁・建具が再使用不可能な場合

申請期限

- ① 基礎支援金：令和4年8月3日まで 【期限が延長となりました】
- ② 加算支援金：令和5年8月3日まで

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (再建方法)		合計 (①+②)
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊 世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊 世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊 世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

※加算支援金（賃借）は、公営住宅、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅への入居は、対象となりません。

■必要なもの

区分		全壊・ 中規模半壊	大規模半壊	解体世帯	
				大規模半壊 ・半壊	敷地被害
基礎	①罹災証明書の原本	○	○	○	○
	②住民票の原本	○	○	○	○
	③被災世帯主の通帳写し	○	○	○	○
	④閉鎖事項証明書の原本			○	○
	⑤敷地被害を証する書類				○
加算	⑥契約書等の写し	○	○	○	○

- 一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむを得ない事由で解体した場合は解体世帯として基礎支援金の差額申請を行うことができます。
- 加算支援金を「賃借」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。
(「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請(差額申請)は原則できません。)
- 単身世帯の方が支給を受ける前(申請後の場合も含みます)に亡くなられた場合は、支給されません(支援金の申請や支給の権利は相続の対象とはなりません。)
- 住民票の住所と、罹災した住所が異なる場合は、罹災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類(水道・電気等の料金明細等)が必要です。
- 加算支援金の申請は、契約の形態等により追加書類が必要な場合があります。

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係

0966-22-2111 (内線 6741・6744)

7 災害義援金の支給

更新

被災者支援対策課生活再建係

令和2年7月豪雨の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、人吉市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により亡くなった方のご遺族（災害弔慰金の支給対象者の方）、令和2年7月豪雨により1ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方

■配分額＜R3.10.1現在＞

	第1回	第2回	第3回	合 計
死 亡 さ れ た 方	60万	60万円	79万円	199万円
重 傷 を 負 っ た 方	6万円	6万円	7.9万円	19.9万円
住 家 の 全 壊	60万円	42万円	94万円	196万円
住家を解体した世帯	—	—	196万円	196万円
住家の大規模半壊	30万円	21万円	47万円	98万円
住 家 の 半 壊				
住 家 の 準 半 壊	6万円	—	12.9万円	18.9万円
住 家 の 一 部 損 壊	6万円	—	—	6万円

※ 今後、追加配分を決定した場合は、市ホームページや報道を通じてお知らせします。

※ 住家を解体した世帯とは「解体世帯」として被災者生活再建支援金の支給が決定した世帯です。「解体世帯」に決定後、すでに受け取られている配分額との差額を振込みます。

※ すでにこの災害義援金の申請がお済みの方は、追加配分に対する新たな申請は不要です。申請時に指定された口座に追加で振り込みます。

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

- 令和 2 年 7 月豪雨義援金申請書

※対象者の方には申請書を送付しております。

- 罹災証明書の写し
- 通帳の写し又はキャッシュカードの写し

《郵送でのご提出の場合》

〒868-8601 人吉市下城本町 1578 番地 1

人吉市被災者支援対策課 義援金配分担当 宛

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係

0966-22-2111（内線 6741・6744）

8 災害義援金（修理世帯）の支給

追加

被災者支援対策課生活再建係

半壊（中規模半壊世帯を除く）・一部損壊の判定を受け対象範囲の修理に100万円以上の費用を要した世帯を対象に義援金を配分します。

対象となる方

下記のいずれにも該当する世帯

- ①住宅が半壊の判定を受け中規模半壊世帯に該当しない世帯または一部損壊世帯
- ②対象範囲の修理費用を100万円以上支出した世帯

※ 応急修理制度を活用した世帯も対象範囲の修理費用総額が100万円以上の世帯は対象となります。

配分額

半壊世帯（中規模半壊世帯を除く）	10万円
一部損壊世帯	6万円

修理の対象範囲

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます。

対象となる工事 箇所・部分	・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む） ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、吸排気設備（換気扇等） ・衛生設備（便器、浴槽等） ★上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象外とする工 事箇所・部分	・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳） ・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等） ・家電製品

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付開始

令和3年11月5日

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

- ・申請書
 - ・り災証明書（写し可）
 - ・通帳の写し又はキャッシュカードの写し
 - ・修理費用の領収書
 - ・修理内容が分かる書類（内訳書、明細書、修理前後の写真）
- ※修理内容が分かる書類が無い場合は、窓口にて内容をうかがいます。

■お問合せ先

被災者支援対策課生活再建係 0966-22-2111（内線 6741・6744）

9 災害援護資金の貸付

福祉課福祉政策係

令和2年7月豪雨により世帯主が負傷した場合、住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

※令和2年10月30日をもって、受付を終了しました。

10 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

球磨地域振興局総務福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ① 令和2年7月豪雨により住家の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

お手続き

■相談・申請窓口

球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

■必要なもの

償還の猶予を受けるには罹災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

1 1 リバースモーゲージ利子助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨の被災者で居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合に借入額に係る利子の一部を助成します。

※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

※2 リバースモーゲージ型融資

- ・ 家や土地を担保に融資を受け、返済は利子分のみ
- ・ 元金の返済方法は3通り
 - ① 申込者が亡くなられたときに土地や建物を売却して返済
 - ② 申込者が亡くなられたときに相続人が元金を一括して返済
 - ③ 申込者が存命中に分割等で元金を返済

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月、又は令和4年（2022年）7月4日のいずれか早い日（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月11日以前の場合は令和3年（2021年）6月10日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの）
- (3) 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- (4) リバースモーゲージ利子助成事業補助金交付申請書
- (5) リバースモーゲージ利子助成事業完了実績報告書
- (6) 入居者一覧
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（４）～（６）の様式は、受付場所または熊本県ホームページで入手できます。

助成額

- (1) 助成額 借入額のうち 850 万円まで
（850 万円以上借入れの場合、850 万円として助成額を算定します。）
借入額（限度額 850 万円）×利率（※）×20 年分
※ 借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）で計算します。
- (2) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。
※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を提出してください。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111（内線 6733・6749）

1 2 自宅再建利子助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨の被災者で居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等から融資を受けた場合に借入額に係る利子の一部を助成します。

※ 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

対象となる方

次の（１）（２）を満たす方が再建先へ入居した場合に対象となります。

- （１）次のいずれかに該当する方で再建した住宅に入居した日の属する年の前年の収入（所得）が世帯収入要件を満たす方
- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
 - ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
 - ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
 - ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方
- （２）住宅を再建するために自ら又は２親等以内の親族が金融機関等から融資を受けた方
- ※支給前に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

＜収入要件＞

1 世帯収入（所得）

- （１）給与収入のみの場合：世帯全員の収入の合計額が５００万円以内
- （２）給与収入以外の収入がある場合：世帯全員の所得の合計額が３５０万円以内

2 世帯の中に２３歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入（所得）

扶養親族数	（１）世帯全員の収入が給与収入のみの場合	（２）世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合
１人の場合	世帯全員の収入の合計額が５５０万円以内	世帯全員の所得の合計額が３９０万円以内
２人の場合	世帯全員の収入の合計額が６００万円以内	世帯全員の所得の合計額が４３０万円以内
３人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が７００万円以内	世帯全員の所得の合計額が５１０万円以内

3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり控除する。

(1) 満60歳以上の者がいる場合：1人につき10万円

(2) 障がい者：1人につき27万円

(3) 特別障がい者：1人につき40万円

なお、この場合は、世帯収入（所得）要件を世帯収入が給与収入のみの場合も給与収入以外の収入がある場合として算定します。

助成額

(1) 助成額 借入額（限度額 850 万円）と利率と実際の借入期間に基づき算定した利子額（元利均等返済の利子計算方法により算定）

※住宅金融支援機構以外の金融機関から融資を受けた場合、借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率を適用します。

(2) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付します。

※本事業は熊本県が実施主体となるため、熊本県から交付決定通知と同封される請求書を提出してください。

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月、又は令和4年（2022年）7月4日のいずれか早い日（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月11日以前の場合は令和3年（2021年）6月10日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- (1) 人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 住民票（再建した住宅に入居する全員の続柄記載のもの）
- (3) 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年（前年の課税所得証明書が取得できない場合は、前々年）の課税所得証明書（世帯全員のもの）
- (4) 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書及び返済予定表の写し
- (5) 自宅再建利子助成事業補助金交付申請書
- (6) 自宅再建利子助成事業完了実績報告書

(7) 入居者一覧

(8) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※1 その他 収入要件の緩和に係る書類や図面等が必要な場合があります。

※2 (5)～(7)の様式は、受付場所または熊本県ホームページで入手できます。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111（内線 6733・6749）

13 民間賃貸住宅入居助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、再建先として熊本県内の賃貸住宅に入居した場合に契約に伴う初期費用を定額で助成します。

- ※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。
- ※2 「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。
- ※3 みなし仮設住宅として入居していた住宅をそのまま再建先として新たな契約（二者契約）を結ばれた場合も対象となります。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月22日以前の場合は令和3年（2021年）6月21日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- （2）住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- （3）民間賃貸住宅入居助成金交付申請書
- （4）令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- （5）入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

- (6) 振込先口座の分かるもの
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（３）、（４）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。
（押印箇所があります）

助成額

1 世帯あたり 20 万円（定額）

- ※1 罹災証明書上の世帯が対象となります。1 世帯につき 1 回限りとなります。
- ※2 複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111（内線 6733・6749）

1 4 公営住宅入居助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、再建先として熊本県内の公営住宅に入居する場合に必要な費用の負担軽減のため定額で助成します。

※1 他の住まいの再建支援策（転居費用助成を除く）との併給はできません。

※2 避難先として入居していた公営住宅をそのまま再建先とした場合も対象となります。

対象となる方

次のいずれかに該当する方で被災者生活再建支援金の加算支援金を受給していない方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月22日以前の場合は令和3年（2021年）6月21日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- （2）住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- （3）公営住宅入居助成金交付申請書
- （4）令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- （5）公営住宅の入居決定が確認できる書類（決定通知書や許可書など）の写し
- （6）振込先口座の分かるもの
- （7）被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）

※（３）、（４）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。
（押印箇所があります）

助成額

助成額 １世帯あたり１０万円（定額）

※１ 罹災証明書上の世帯が対象となります。１世帯につき１回限りとなります。

※２ 複数の世帯が同一の公営住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 ０９６６-２２-２１１１（内線 ６７３３・６７４９）

15 転居費用助成（住まい再建支援策）

被災者支援対策課住まい対策係

令和2年7月豪雨のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた方が、熊本県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅等の再建先への転居に要する費用を定額で助成します。

※1 本助成における「転居」とは

- ・ 仮設住宅やみなし仮設から新たな住まい（再建先）に居所を移した場合
- ・ 罹災住所から直接再建先に居所を移した場合
- ・ 罹災住所から親戚宅など応急的な住まいに居住した後、新たな住まい（再建先）に居所を移した場合

※2 仮設住宅やみなし仮設への転居は対象となりません。

対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ・ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅の入居者で期限内に退去した方
（生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定が解除された方及び半壊未解体世帯で応急修理期間中に応急仮設住宅を使用した方を除く）
- ・ 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- ・ 半壊の罹災証明書かつ解体証明書を交付された方
- ・ 生活再建支援法に基づく長期避難世帯と認定されている方

申請期限

再建先の住宅に入居した日から6か月（再建先の住宅に入居した日が令和2年（2020年）12月22日以前の場合は令和3年（2021年）6月21日）

お手続き

■受付場所

カルチャーパレスホール棟

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後4時 月～金曜日（祝日を除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市長が発行する罹災証明書の写し
- （2）住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）
- （3）転居費用助成金交付申請書

- (4) 令和2年7月豪雨再建支援策請求に係る同意書兼委任状
- (5) 再建先の入居に関する契約書等の写し（建築・補修請負契約書、賃貸借契約書）
- (6) 振込先口座の分かるもの
- (7) 被災した住宅の解体を証明する書類の写し（解体世帯のみ）
- (8) 転居があったことを証する書類（被災住所又は避難先住所が再建先住所と同じ場合）

※（3）、（4）の様式は、受付場所または人吉市ホームページで入手できます。
（押印箇所があります）

助成額

1 助成額 1 世帯あたり10万円（定額）

※ 罹災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき1回限りとなります。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係 0966-22-2111（内線 6733・6749）

16 みんなで始める球磨川流域CO2削減住宅補助金

熊本県環境立県推進課

県では、ゼロカーボン社会を目指しエコ住宅を推進するため、球磨川流域地域における住宅の新築やリフォームに対して、最大30万円を助成します。

対象となる方

球磨川流域地域（※）で住宅の新築やリフォームをする方

※人吉市・球磨郡を含む13市町村（八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村）

※被災された方を含め、対象市町村の全ての方が利用できます。

対象工事

- ・高性能建材（窓・ガラス、断熱材）を用いた住宅の新築・リフォーム
- ・一部屋以上の工事が必須です（部屋数の上限はありません）
- ・新築の場合は平成28年省エネ基準（建築物省エネ法）に適合する必要があります
- ・補助対象となる窓・ガラス・断熱材の工事に着工済の場合は助成対象外となります

必須

冷暖房を使用する部屋の
外気に接する全ての窓・ガラスの断熱施工

対象建材 高性能 窓・ガラス

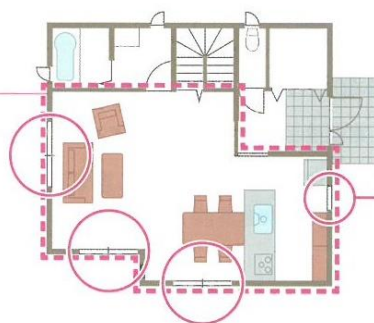
環境省 断熱リノベ補助金の対象製品（熱貫流率2.33以下）※2

任意

冷暖房を使用する部屋の
外気等※3に接する壁・床・天井・屋根の断熱施工

対象建材 高性能 断熱材

環境省 断熱リノベ補助金の対象製品（熱伝導率0.041以下）※2



例 窓・ガラスの場合

1つ以上の部屋において、
外気に接する全ての窓に
高断熱窓を設置すること



助成額

対象建材費の3分の1（上限30万円）

申請期限

令和4年（2022年）1月31日

お手続き

■申請窓口

一般財団法人熊本県建築住宅センター（096-385-0771）

■申請に必要なもの

(1) 交付申請

- 交付申請書
- 付近見取図
- 工事計画書
- 工事箇所ごとの工事着手前の写真（リフォームの場合のみ）
- 省エネ基準適合に関する説明書類の写し、または同基準に適合することが確認できる書類の写し（新築の場合のみ）
- 補助事業に要する経費も内訳書（長屋建住宅または共同住宅等の場合のみ）

(2) 実績報告

- 実績報告書
- 出荷・施工証明書
- 工事内容が確認できる図面、仕様書など
- 工事請負契約書または工事注文請書等の写し
- 領収書、金融機関振込依頼書等の写し
- 工事箇所ごとの工事完了後の写真
- 隠蔽部分の工事内容が確認できる工事中的写真
- 設置した窓・ガラス、断熱材のカタログの写し
- 省エネ基準適合証明書、または同等の内容が証明されているものの写し（新築の場合のみ）
- 補助事業に要した経費の内訳書（長屋建住宅または共同住宅等の場合のみ）

※詳しくは、県ホームページでご確認ください。

■お問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課 096-333-2264

17 被災住宅の応急修理

被災者支援対策課住まい対策係

災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

※令和2年12月28日をもって、受付を終了しました。

18 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供

都市計画課災害住宅支援室

令和2年7月豪雨により、住家が全壊又は大規模半壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本県が借上げます。

※令和2年12月15日をもって、受付を終了しました。

19 被災家屋の解体

環境課災害廃棄物対策室

■自費解体制度

令和2年7月豪雨災害により損壊した被災家屋等について、既に所有者ご自身で解体と撤去を解体業者に依頼し、済まされた方を対象に、解体と撤去に要した費用を補助する制度です。

■公費解体制度

令和2年7月豪雨災害により損壊した被災家屋等について、所有者の申請に基づき、本市が所有者に代わって、災害廃棄物として解体と撤去をする制度です。

自費解体制度・・・令和2年12月28日をもって、受付を終了しました。

公費解体制度・・・令和3年3月31日をもって、受付を終了しました。

20 災害廃棄物搬入許可証の発行

環境課災害廃棄物対策室

令和2年7月豪雨に伴い発生した災害ごみを、災害廃棄物仮置場（人吉中核工業用地）へ搬入する際に必要な、搬入許可証を発行します。

■開場時間

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時 月～土曜日（祝日除く）

■搬入に必要なもの

搬入許可証

対象となる方

- ・令和2年7月豪雨により住宅、家財等を被災された方

受入期限

令和3年12月28日まで

搬入する際の注意点

- 搬入する際は、分別ルールに従って分別してください。
- 生ごみ、家庭ごみ（被災していないごみ）は搬入できません。
- リフォーム・新築・増改築された際に発生した廃棄物は、搬入できません。通常の工事で発生した廃棄物と同じ手続きで処分してください。

■分別ルール

- (1) コンクリートがら（セメント瓦含む）
- (2) コンクリート二次製品
- (3) アスファルトがら
- (4) 自然石・庭石
- (5) 木くず（柱・梁、壁材、床材） ※石膏ボードなどは外す
- (6) 木くず（解体の障害になる根や樹木） ※泥等は落とし、適度なサイズに切断
- (7) レンガ、焼き瓦、色付き瓦、タイル付きコンがら、色付きコンがら
- (8) 石膏ボード
- (9) スレート
- (10) サイディング
- (11) ケイ酸カルシウム板
- (12) コロニアル
- (13) 石綿含有廃棄物
- (14) 木毛セメント板

（8）～（15）については、品目ごとにフレコンバッグに入れてマジックで内容物を記載する。
※少量の場合に限り、フレコンバッグがない場合、品目ごとに土のう袋に入れて、マジックで内容物を記載する。

- (15) 断熱材（繊維系断熱材のみ）
- (16) 金属くず（給湯器、パイプ椅子、エレクトーン、金庫など）
- (17) ガラス陶磁器 ※中身入りや強い臭いがあるビンは絶対に混ぜない
- (18) ラス付きモルタル、ルーフィング付きモルタル、モルタルの外壁
- (19) リサイクル家電5品目（洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコン・衣類乾燥機）
- (20) その他家電（パソコン・電子レンジなど）
- (21) ソファ・ベッドマット
- (22) 可燃物（生木、竹、木製家具、プラ製品、塩ビパイプ、FRP 製品、クロスなどが剥がれない床材・壁材、発泡系断熱材、襖・障子、畳・むしろ、布団・衣類、発泡スチロール、紙くず、土壁・泥壁の竹組・竹枠など）
※剥がれないルーフィング付き木くず、障子や襖はそのまま搬入可
※リサイクル可能な木くずと一緒にの搬入は不可
- (23) 処理困難物（蛍光管、電池、バッテリー、廃油・廃液、ソーラーパネル、タイヤ、ガスボンベ、スプレー缶、マッチ、ライターなど）
※液体ものや薬品のビン等は必ず事前に連絡
- (24) 解体残さ（ガレキ混じり土砂、土壁・泥壁の土・泥）
※木くず、竹、可燃物、(8)～(15)の品目などは出来るだけ取り除く

お手続き

■受付窓口

環境課（スポーツパレス横ブレハブ 2階）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- (1) 罹災（被災）証明書のコピー
- (2) 印かん
- (3) 搬入に使用する車両のナンバー（搬入許可証に記載します）
- (3) 申請書（窓口にて備え付けてあります）
- (4) 委任状（必要な方のみ）

■お問合せ先

環境課 0966-22-2111（内線 2711・2712） 月～金曜日（祝日除く）

2 1 建設型応急住宅の提供

被災者支援対策課住まい対策係

建設型応急住宅は、令和2年7月豪雨により住居に被害を受けた被災者の方で、自らの資力では住宅を確保することができない方に対して、災害救助法に基づき簡易な住宅を仮設し、一時的に居住の安定を図ることを目的として設置した住宅です。

また、この住宅は、熊本県が設置し、人吉市が管理しています。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方（世帯）が対象

- （１）令和2年7月豪雨における災害時に人吉市に住所を有する方
- （２）次の要件のいずれかを満たす方
 - ①住居の全壊、全焼又は流出により居住する住居がない方
 - ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市長が認める方
 - ③「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- （３）自らの資力で住居を確保することができないこと
- （４）災害救助法に基づく応急修理制度、障害物の除去制度を利用していないこと
- （５）熊本県被災者向け賃貸型応急住宅制度を利用していないこと
- （６）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

入居期間

最長2年間

お手続き

※新規の受付は終了しました。

■お問合せ先

被災者支援対策課住まい対策係

0966-22-2111（内線 6733・6748）

人吉市営単独住宅は、令和2年7月豪雨により住居に被害を受けた被災者の方で、自らの資力では住宅を確保することができない方に対して、一時的に居住の安定を図ることを目的として設置した住宅です。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方（世帯）が対象

- （1）令和2年7月豪雨における災害時に人吉市に住所を有する方
- （2）次の要件のいずれかを満たす方
 - ①住居の全壊、全焼又は流出により居住する住居がない方
 - ②「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- （3）自らの資力で住居を確保することができないこと
- （4）熊本県被災者向け賃貸型応急住宅制度、建設型応急住宅を利用していないこと
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

入居期間

入居日から2年間又は、令和4年12月10日までのどちらか短い期間

お手続き

■受付場所

第一別館2階市営住宅係

■受付時間

午前9時～正午、午後1時～午後5時 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （1）人吉市営単独住宅使用申込書
- （2）罹災証明書（住家）※写し可

■お問合せ先

管理課市営住宅係 0966-22-2111（内線 2431・2432）

23 住宅資金の貸付

球磨地域振興局総務福祉課

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築しようとする場合に貸付ができる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦

貸付限度額

150 万円

※ただし、申請書類に罹災証明書等の添付があれば、200 万円までの貸付ができる場合があります。

■相談窓口 球磨地域振興局総務福祉課 0966-22-1040

24 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

被災された方（「罹災証明」を交付されている方）が、ご自分が居住するために住宅を建設、購入、補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

【融資の申込みに必要となる罹災証明書】

建設・購入	住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」した旨の「罹災証明書」
補修	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」

☆建設・購入の融資を利用する場合、罹災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。
☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度）があります。（詳しくは次ページを参照してください）

■受付期間 令和5年8月31日まで

■お問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター
（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要（令和3年4月1日現在）】

融資限度額※1	建設	土地を取得する場合：3,700万円 土地を取得しない場合：2,700万円
	購入	3,700万円
	補修	1,200万円
融資金利※2 （全期間固定金利）	申込時点の金利を適用	
返済期間	建設・購入	35年以内（1年以上1年単位）※3
	補修	20年以内（1年以上1年単位）※3
備考	※1：所要額（建設費等）が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2：融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ（ www.jhf.go.jp ）でご確認ください。 ※3：完済時の年齢（親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢）の上限は80歳です。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

《参考資料：高齢者の方が利用できる融資制度（災害復興住宅融資）》

【制度概要】

(1)親子リレー返済

申込本人の子、孫等（直系卑属）で、定期的収入のある方を後継者（連帯債務者）にすることによって、後継者の申込時の年齢をもとに返済期間の設定ができ、最長35年の返済期間でお借入れが可能な場合があります。

※年齢による最長返済期間：（80歳－「後継者」の申込時の年齢（1歳未満は切上げ））

(2)親孝行ローン

今回の災害により居住していた住宅に被害が生じ、「罹災証明書」の交付を受けた親（満60歳以上の父母・祖父母等）が居住するため、子が住宅を建設、購入、補修するための費用に対する融資制度です。親孝行ローンをご利用いただいた場合、子（申込本人）は債務者となりますが、融資住宅に居住する必要はありません。また、申込本人（子）は持分を必ず持っていただきますが、持分割合に制限はありません。なお、融資住宅の建設（購入）場所は制限がありません。

(3)高齢者向け新型住宅ローン

申込者が満60歳以上の場合に利用できる制度です。毎月の支払は利息のみで、借入金の元金は、申込人全員の死亡時に相続人が自己資金等で一括返済するか、担保提供された融資住宅と敷地を売却することによってご返済いただきます。機構は、融資住宅と敷地の売却代金によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。なお、この制度は、通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取扱いがあります。

＜借入金額1,000万円、融資金利年2.05%で試算した場合の支払額の例＞

	毎月の支払額	1年間の支払額
高齢者向け返済特例制度	17,083円	204,996円

※1 令和3年9月1日現在の金利（原則として毎月改定します）。

※2 毎月の支払額＝借入希望額×融資金利÷12（1円未満切捨て）

(4)その他（収入合算の利用）

「収入合算」とは、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を合算した上で、総返済負担率を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があります。また、複数名の収入合算もできます。年金収入のみでは総返済負担率から工事費全額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算を行うことで、全額融資が可能となる場合があります。

25 各種保険税・保険料の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により被害を受けられた方には、被害状況に応じて令和3年度分の各種保険税及び保険料の減免を受けられる場合があります。申請方法については、市ホームページ及び令和3年度納税通知書に同封のお知らせをご確認ください。

対象税目・保険料

- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料

申請について

■国民健康保険税・介護保険料

令和2年度分の申請をされた方は、令和3年度も引き続き減免を行いますので、再度申請する必要はありません。

ただし、令和3年度に新たに保険へ加入した方、水害により収入が減少する見込みのある方は申請が必要です、窓口での手続きをお願いします。

■後期高齢者医療保険料

令和3年度分の減免を受ける場合は申請が必要です。

令和2年度分の申請をされた方には、令和3年7月末に令和3年度分の申請書を送付しておりますので、手続きをお願いします。

ただし、令和3年度に新たに保険へ加入した方、水害により収入が減少する見込みのある方には、申請書の送付がありませんので、窓口での手続きをお願いします。

申請期限

令和4年3月31日

お手続き

■受付窓口

市民部税務課諸税係（西間別館2階 **7**番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- ・減免申請書
- ・本人確認書類
- ・印鑑
- ・り（被）災証明書
- ・委任状（代理申請の場合）
- ・通帳
- ・各保険料（税）の減免事由に該当する必要書類など

■お問合せ先

市民部税務課諸税係 0966-22-2111（内線 1175）

26 個人市県民税の減免

税務課諸税係

令和2年7月豪雨により被害を受けた方は、被害の程度に応じて個人市県民税の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

※令和3年3月31日をもって、受付を終了しました

■お問合せ先 市民部税務課 諸税係

電話番号 0966-22-2111（内線 1175）

27 固定資産税・都市計画税の減免

税務課資産税係

令和2年7月豪雨により被害を受けて公費解体等を申請されている方は、令和3年度の固定資産税及び都市計画税が減免になります。該当する方には申請書を送付しますので、手続きをお願いします。

■お問合せ先 市民部税務課 資産税係

電話番号 0966-22-2111（内線 1172）

28 被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例

追加

税務課資産税係

令和2年7月豪雨により住宅が滅失又は損壊したために、やむを得ず当該土地を住宅用地として使用できない場合は、特例措置の対象になる場合があります。

この特例は、令和4年度まで引き続き住宅用地とみなされ、課税標準額を軽減する措置です。

対象となる方

令和2年7月豪雨により滅失又は損壊した住宅が建っていた土地の所有者等

- (1) 令和2年度の被災住宅用地の固定資産税納税義務者
- (2) 令和2年1月2日から同年7月4日までの間に被災住宅用地を取得した者
- (3) (1) 又は (2) の者から被災住宅用地を相続した者
- (4) (1) 又は (2) の者から被災住宅用地を取得した三親等内の親族
- (5) (1) 又は (2) の者との合併・分割によりその被災住宅用地を取得した法人

対象となる土地

次の要件をすべて満たすもの

- (1) 令和2年7月豪雨を原因として、住宅が滅失された住宅用地
- (2) 令和2年度において住宅用地の特例を受けていた土地
- (3) 令和3年から令和4年までの各年1月1日現在で、家屋又は構築物の敷地となっていない土地

適用期間

令和3年度から令和4年度まで

※ただし、期間内に事業所用地等にするなど、他の目的に利用した場合は特例適用からはずれます。

申請期限

賦課年度の初日の属する年の1月31日まで

(例) 令和3年6月に被災住宅用地を相続した場合、令和4年1月31日まで

お手続き

■税務課資産税係（西間別館2階 6番窓口）

■申請に必要なもの

(1) 令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地特例申告書

(2) その他

ア 被災住宅用地の相続人又は被災住宅用地を取得した三親等内の親族が特例の適用を受けようとする場合

戸籍謄本（写し）

イ 合併・分割によりその被災住宅用地を取得した法人が特例の適用を受けようとする場合

その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線）1172

29 被災代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例

追加

税務課資産税係

令和 2 年 7 月豪雨により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして、取得又は改築した場合は、特例措置の対象になる場合があります。

この特例は、令和 7 年 3 月 31 日までの間に、一定の被災地域内において、取得又は改築した場合には、固定資産税及び都市計画税の税額のうち被災家屋の床面積相当分を取得した年の翌年から 4 年度分を 2 分の 1 とする措置です。

対象となる方

次のいずれかに該当する方が、被災家屋の代替家屋を取得又は改築した場合

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持ち分を有するものを含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人等
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※被災家屋の所有者とは、令和 2 年（2020 年）7 月 4 日現在の所有者であり、災害時点で家屋を所有しておらず、災害後に新たに被災家屋を取得した場合は対象となりません。

被災家屋の要件

次の要件をすべて満たすもの

- (1) 令和 2 年 7 月豪雨により、滅失又は損壊した家屋
※原則として、り災証明書の判定が【半壊】以上であること。又は令和 2 年度の固定資産税及び都市計画税において、減免が適用される程度の被害を受けていること
- (2) 取壊し又は売却等の処分がなされていること

代替家屋の要件

次の要件を満たす家屋を取得（中古住宅を含む。）又は改築された場合に特例が適用されます。

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋で、原則として種類（用途）又は使用目的が同一であるもの
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋以上となるもの

※固定資産税上の改築とは、建築基準法上の改築とは異なり、家屋の基礎と柱以外を全て取り替えるような、被災前への原状復旧修繕を超える、大規模な修繕などを指します。

※改築家屋については、新築家屋として固定資産税の評価を新たに受ける必要があります。

申請期限

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の 1 月末まで

ただし、令和 2 年（2020 年）7 月 4 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までの間に取得又は改築した家屋に限る

お手続き

■税務課資産税係（西間別館 2 階 6 番窓口）

■申請に必要なもの

- (1) 震災等による被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例申告書
- (2) 被災家屋が令和 2 年 7 月豪雨により滅失又は損壊したことを証する書面
り災証明（写し）、減免決定通知書（写し）等
※被災家屋が人吉市に所在する場合は、提出不要です。
- (3) 被災家屋の所在を証する書面
被災家屋が所在した市町村が発行する令和 2 年度固定資産税名寄帳（写し）、課税台帳記載事項証明書（写し）等
※被災家屋が人吉市に所在する場合は、提出不要です。
※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要になります。
- (4) 被災家屋の処分を確認できる書面
解体契約書（写し）、売買契約書（写し）、解体完了通知書（写し）等
※改築の場合は提出不要です。
- (5) その他
相続人等が特例の適用を受けようとする場合、その関係を証する書類。
 - ・相続人⇒戸籍謄本（写し）
 - ・被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族⇒戸籍謄本（写し）及び住民票（写し）
 - ・合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等⇒法人の登記簿謄本（写し）※必要に応じて、上記以外の書面を提出していただく場合があります。

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線）1172

30 被災代替償却資産に対する固定資産税の特例

追加

税務課資産税係

令和2年7月豪雨により滅失又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」）の所有者等が、被災償却資産に代わる償却資産（以下「代替償却資産」という）を取得または改良した場合は、特例措置の対象となる場合があります。

この特例は、令和7年3月31日までの間に、一定の被災地域内において取得又は改良した場合には、取得又は改良した年の翌年から4年度分の課税標準について、価格を2分の1とする措置です。

対象となる資産

- 1 代替償却資産として取得したもので、以下の条件をすべて満たすもの
 - ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であること
 - ・代替される被災償却資産は、除却等の処分がされていること
- 2 被災償却資産を復旧し、または補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

※ただし、令和2年（2020年）7月4日から令和7年（2025年）3月31日までの間に取得又は改良した償却資産に限る

申請期限

代替償却資産を取得又は改良した年の翌年の1月1日から1月末まで

手続き

■税務課資産税係（西間別館2階 6番窓口）

■申請に必要なもの

- (1) 令和2年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が災害発生時に所在したことを証する書類
 - ・令和2年度償却資産税名寄帳（写し）
 - ・種類別明細書（写し）
 - ・災害発生時に被災地に所在、所有していたことを証する書類（納品書等）
- (4) 滅失又は損壊した旨を証する書類
- (5) 代替取得の場合、被災償却資産を除却処分したことがわかる書類
- (6) その他必要に応じて上記以外の書類

■お問合せ先

税務課資産税係 0966-22-2111（内線）1172

3 1 介護保険サービス利用料の免除

高齢者支援課介護保険係

被災された方で、介護保険サービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。（令和3年12月利用分まで）

対象となる方

- ① 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

お手続き

介護保険のサービス利用時に、「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」（以下、減免認定証）を窓口で提示してください。

- ・入所時の食費・居住費等は免除されません。

介護保険利用者負担額減額・免除認定証の申請

令和3年1月以降は、「減免認定証」（ねずみ色）の提示が必要となります。

「減免認定証」の交付を受けるには、被保険者の印鑑、申請者の印鑑をお持ちのうえ、次の必要書類を添えて市役所窓口へ申請が必要です。

■必要書類

要 件	必要書類
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合	罹災証明書
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、警察の発行する死体検案書
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重篤な傷病を負った場合	医師の診断書
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届など）
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書

■申請窓口

高齢者支援課介護保険係

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請期限

令和3年12月28日

■お問合せ先

高齢者支援課介護保険係 0966-22-2111（内線 1237）

32 介護保険 特定福祉用具の再購入

高齢者支援課介護保険係

令和2年7月豪雨による水害などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入費については、福祉用具購入費支給の対象となります。

対象となる方

今回の災害により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方。

対象の福祉用具

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具部分

※ 支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で10万円です。

お手続き

■必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 領収書（原則 原本）
- ・ 領収の内訳が分かる書類（請求書等）
- ・ 購入する物のカタログ
- ・ 破損状況が分かる写真等

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

○担当のケアマネジャーに相談してください。

■お問合せ先

高齢支援課介護保険係 0966-22-2111（内線 1239）

33 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

福祉課障がい者支援係

被災された方で、障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。

対象となる方

- ① 住家が全半壊、全半焼、準半壊の被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象となるサービス

- ・障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）
- ・障害児通所支援
- ・療養介護医療
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療）
- ・補装具
- ・日常生活用具給付
- ・日中一時支援
- ・移動支援

免除期間

令和2年7月から令和3年12月利用分

※なお、療養介護医療、自立支援医療（更生医療・育成医療）等の医療費については、免除期間を令和2年7月から令和3年3月利用分までとします。

申請期限

令和4年3月31日

お手続き

■申請について

該当される方は、以下の書類を用意され、福祉課障がい者支援係の窓口で申請手続きをお願いします。

■申請に必要なもの

○障害福祉サービス等利用者負担額免除申請書 ※福祉課窓口にあります。

○罹災証明書の写し ※①の理由の場合必要です。

※②から⑤の理由の場合は、それぞれ必要な書類が異なりますので下記問合せ先までご連絡下さい。

■申請窓口・お問合せ先

福祉課障がい者支援係 0966-22-2111 （内線 1143・1144）

34 水道料金及び下水道使用料の減免等

水道局上水道課・下水道課

被災された方の令和2年8月請求分から11月請求分の水道料金及び下水道使用料を減免します。

※令和3年3月31日をもって、減免申請の受付を終了しました

35 国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付

保険年金課国保年金係

令和2年7月豪雨により被災された国民健康保険の被保険者(加入者)が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。受診の際に医療機関窓口へ、「一部負担金免除証明書」を提示する必要があります。

免除期間

令和2年7月4日の発災日以後から令和3年12月末までの受診分

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が行方不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し現在収入がない方

※市外へ転出された場合は、免除が受けられなくなる可能性があります。

お手続き

医療機関受診の際、窓口「一部負担金免除証明書」を提示してください。

一部負担金免除証明書の交付申請

一部負担金免除証明書の交付を受けるには、世帯主の印鑑、保険証、身分証明書(顔写真付きのもの)をお持ちのうえ、必要書類を添えて市役所窓口へ申請が必要です。

■申請窓口

保険年金課国保年金係(西間別館1階 2番窓口)

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■必要書類

要 件	必要書類
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合	罹災証明書
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、 警察の発行する死体検案書
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重篤な傷病を負った場合	医師の診断書
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届など）
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書

お問合せ先

保険年金課国保年金係 0966-22-2111（内線 1221）

●すでに支払った医療費の一部負担金（窓口負担）の還付●

令和2年7月豪雨により被災し、国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除の対象となった国民健康保険の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診しすでに医療費の一部負担金（窓口負担）を支払った場合は、還付を受けることができます。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被災し、国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除の対象となった国民健康保険の被保険者（加入者）の方

対象となる医療費

令和2年7月4日以降の受診分で、免除証明書の交付前に支払われた一部負担金
※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・その他保険診療外の費用
- ・柔道整復師の施術など
- ・一部負担金免除証明書の交付を受けた後に支払ったもの

お手続き

■申請窓口

保険年金課国保年金係（西間別館1階 2番窓口）

※医療機関に支払った直後であれば、医療機関から払戻しできる場合があります。（払戻しがあった場合は人吉市に還付請求をすることができません）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請期限

医療機関に支払った日の翌日から2年

■必要なもの

世帯主の印鑑、預金通帳、対象者の保険証、身分証明書（顔写真付きのもの）、一部負担金の額がわかる領収書

このほか、要件に応じて、次の書類

要 件	必要書類
住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合	罹災証明書
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、 警察の発行する死体検案書
主たる生計維持者が1か月以上の治療を要する重篤な傷病を負った場合	医師の診断書
主たる生計維持者が行方不明である場合	警察署に提出した行方不明届の写しなど
主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した場合 ※現在、業務を再開している場合は対象となりません。	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届など）
主たる生計維持者が失職し現在収入がない場合	雇用保険の受給資格者証、事業主による証明書

※ 世帯主以外の方の口座を希望される場合は、委任欄への記入が必要です。世帯主の印鑑のほか、代理人の印鑑、代理人の身分証明書（顔写真付きの物）、預金通帳が必要となります。

※ 申請から還付まで、2か月以上の期間がかかることがありますので、御了承ください。

36 後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除・還付

保険年金課後期高齢者医療係

令和2年7月豪雨により被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。受診の際に医療機関窓口へ、「一部負担金免除証明書」を提示する必要があります。

免除期間

- ・令和2年7月4日の発災日以後から令和3年12月末までの受診分

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が行方不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職して現在収入がない方

※市外へ転出された場合は、免除が受けられなくなる可能性があります。

お手続き

医療機関受診の際、窓口にて「一部負担金免除証明書」を提示してください。

一部負担金免除証明書の申請

■申請窓口

保険年金課後期高齢者医療係（西間別館1階 3番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

- ・令和2年7月豪雨に係る後期高齢者医療一部負担金免除申請書（窓口にあります。市ホームページにも掲載。）
- ・被災したことを証明する書類（罹災証明書等、下記※をご覧ください。）
- ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・代理人申請の場合、代理人の本人確認書類

※被災したことを証明する書類

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
罹災証明書
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合
医師の診断書※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

※被災したことを証明する書類は、全てコピー（写し）を提出してください。

お問合せ先

保険年金課後期高齢者医療係 0966-22-2111（内線 1225）

●すでに支払った後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付●

令和2年7月豪雨により被災し、後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除の対象となった方が、医療費の一部負担金（窓口負担）を支払った場合は、還付を受けることができます。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被災し、後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除の対象となった方

対象となる医療費

令和2年7月4日以降の受診分で、免除証明書の交付前に既に支払われた一部負担金
※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

お手続き

■申請窓口

保険年金課後期高齢者医療係

※医療機関に支払った直後であれば、医療機関から払戻しできる場合があります。

（払戻しがあった場合は後期高齢者医療広域連合に還付請求をすることができません。）

■受付時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 月～金曜日（祝日を除く）

■必要なもの

預金通帳、保険証、一部負担金の額がわかる領収書、免除証明書又は罹災証明書、代理人申請の場合は代理人の本人確認書類

37 国民年金保険料の免除

保険年金課国保年金係

国民年金第 1 号被保険者で、令和 2 年 7 月豪雨により被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第 1 号被保険者で被災により住家・家財などに 2 分の 1 以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

免除期間

令和 2 年 7 月分から令和 4 年 6 月分まで

お手続き

■申請窓口

保険年金課国保年金係（西間別館 1 階 2 番窓口）

■受付時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 月～金曜日（祝日を除く）

■申請期限

申請時点から 2 年 1 か月前までの期間

■必要なもの

- ・年金手帳
- ・罹災証明書または被災証明書（コピー可）

■お問合せ先

保険年金課国保年金係 0966-22-2111（内線 1221）

38 市税の納税の猶予

納税課納税係

令和2年7月豪雨による被害の状況により、市税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被害にあった方

お手続き

■申請窓口・お問合せ先

納税課納税係 0966-22-2111（内線1164）

必要なもの

- ・罹災証明書または被災証明書
- ・印鑑

39 各種証明書の交付手数料の免除

市民課
税務課
納税課

罹災証明書の交付を受けられた方は、手数料条例に定める証明書等の手数料が免除されます。

対象となる方

罹災証明書または被災証明書の交付を受けられた方

証明書の種類

- ① 住民票（広域交付を含む。）及び戸籍謄抄本・戸籍附票の写しの交付
- ② 印鑑登録証及び印鑑登録証明書
- ③ 所得課税証明書
- ④ 固定資産関係証明書
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ その他、手数料条例に定める手数料

お手続き

■取扱窓口

- ①～② ： 市民課市民係
- ③ ： 税務課諸税係
- ④ ： 税務課資産税係
- ⑤ ： 納税課納税係

■申請に必要なもの

罹災証明書または被災証明書（写しでも可）

■お問合せ先

◆①～②について

市民課市民係 0966-22-2111（内線 1211）

◆③について

税務課諸税係 0966-22-2111（内線 1176）

◆④について

税務課資産税係 0966-22-2111（内線 1172）

◆⑤について

納税課納税係 0966-22-2111（内線 1164）

40 就学援助について

教育委員会学校教育課

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助（給食費、学用品費等）を行う就学援助制度を設けています。

対象となる方

人吉市内に住所を有しており、次のいずれかの要件に該当する世帯（所得要件有）

- ①生活保護の停止・廃止があった世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③個人事業税減免の世帯
- ④市町村民税減免の世帯
- ⑤固定資産税減免の世帯
- ⑥国民健康保険税免税の世帯
- ⑦国民年金保険料免除の世帯
- ⑧生活福祉資金を借りている世帯
- ⑨児童扶養手当の受給世帯
- ⑩収入が少ない、収入が不安定、長期療養や災害など特別な事情で生活が苦しく、学校費用の支払いに困っている世帯

申請期限

令和3年4月1日～令和4年2月28日

（審査で認定となった場合は、申請書提出日の翌月分からの支給となります。）

お手続き

■申請窓口

各小・中学校の事務室又は学校教育課

■申請に必要なもの

- （1）就学援助申込書
- （2）上記①～⑩の要件を確認できる書類
※令和2年7月豪雨により被災されている場合は「罹災証明書」を添付
- （3）同居の方全員の記載がある所得課税証明書

■お問合せ先

学校教育課 0966-22-2111（内線 5223） 月～金曜日（祝日除く）

【人吉市下城本町 1578 番地 1 カルチャーパレス1階】

4 1 児童扶養手当の特例措置

福祉課児童福祉係

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

※令和3年3月31日をもって、受付を終了しました

4 2 人吉市奨学金貸付金の返還の猶予

教育委員会教育総務課

人吉市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、令和2年7月豪雨で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。（返還すべき元金が免除されるものではありません。）

※令和3年7月3日をもって、受付を終了しました

4.3 「国の教育ローン」の災害特例措置

日本政策金融公庫

「国の教育ローン」について、令和2年7月豪雨により被害を受けたみなさまを対象とした「災害特例措置」を実施。

災害特例措置の内容

罹災証明書等（※1）を受けた方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容
所得制限	子供2人以下の世帯年収（所得）上限額を990（790）万円に引き上げ
返済期間	18年以内へ延長

金利については、日本政策金融公庫にお尋ねください。

※1 罹災証明書等の原本を確認させていただきます。

■ 教育ローン その他の制度概要

貸付限度額：お子さま1人あたり350万円（自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院、海外留学は最大450万円）

融資対象となる教育施設：高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備校、職業能力開発校、海外の高校、大学等

お使いみち：入学・在学のために必要となる1年間分の教育費（入学金、授業料、施設設備費、受験にかかった費用、アパート等の敷金・家賃、通学費用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など）

保証：公益財団法人 教育資金融資保証基金

取扱期間

令和4年3月31日までの融資

お手続き

日本政策金融公庫までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター：0570-008656

4.4 被災した施設等の復旧支援（なりわい再建支援補助金）

商工振興課商工係

令和2年7月豪雨により被災された中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する助成を基本とし、原則、修繕費（修理費）が対象経費となります。

対象となる方

被災した事業者

申請期限

令和3年12月15日

※当該期限内に申請が困難な状況等ございましたら、市商工振興課へ速やかにご連絡ください。

お手続き

■担当窓口

熊本県商工振興金融課企業復興支援班

人吉市役所商工振興課（人吉市まち・ひと・しごと総合交流館（くまりば）内）

■相談会場等

相談体制	熊本県なりわい再建支援補助金相談窓口	熊本県よろず支援拠点
相談会場	人吉商工会議所	人吉商工会議所
予約受付番号※要予約	096-384-8880	0966-22-3101
予約受付時間	午前9時～午後5時 月～金曜日（祝日除く）	午前9時～午後5時 月～金曜日（祝日除く）
相談時間	午前10時～午後4時 毎週水曜日・金曜日 （祝日除く）	午前10時～午後4時 毎週火曜日（祝日除く）

■お問合せ先

熊本県商工振興金融課企業復興支援班 096-384-8880 月～金曜日（祝日除く）
人吉市役所商工振興課 0966-22-2111（内線 5131） 月～金曜日（祝日除く）

45 農地等被災農業者の生活支援

農業振興課農政係

被災農地等の復旧工事の工程等により当該年度の作付けができない被災農業者が、一時的な借地や機械借り上げ等により営農を維持する場合に、必要な掛かり増し経費を助成します。

※令和3年6月30日をもって、受付を終了しました。

46 農地等自力復旧事業に対する補助

農林整備課農林整備係

令和2年7月豪雨で被災した農地・農業用施設のうち、国の災害復旧事業の対象とならない40万円未満の小災害で、農家が自力で行う（行った）復旧作業に要する経費の一部を支援します。

対象となる方

- ・被災した農地の所有者又は耕作者
- ・被災した農業用施設の受益者・管理組合

申請期間

令和3年4月5日 ～ 令和4年3月31日 ※実績報告含む

お手続き

■申請窓口

農林整備課（第2別館（スポーツパレス）2階 3番窓口）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （1）農地等自力復旧支援事業補助金交付申請書
- （2）復旧工事費が積算できる書類（請求書、見積書、領収書など）
- （3）復旧箇所位置図
- （4）被災箇所写真（復旧前）
- （5）構成員名簿（複数人で1団体として申請する場合）

■お問合せ先

農林整備課 0966-22-2111（内線5123・5126） 月～金曜日（祝日除く）

47 被災浄化槽の土砂などの撤去

下水道課事業係

令和2年7月豪雨により被災した浄化槽で、内部に堆積した土砂などを撤去することで浄化槽が再び使用できるものについて、市で土砂などの撤去を行います。

対象となる方

- ・市内の住宅及び店舗等をお持ちの方で、浄化槽が被災された方

対象となる浄化槽

- ・被災前から使用していた単独浄化槽及び合併浄化槽で、令和2年7月豪雨で被災し内部に土砂等などが堆積したもののうち、内部の土砂などを撤去すれば再び使用できる浄化槽。浄化槽撤去を予定されている場合は対象となりません。

浄化槽が再び使用できるかどうかの判断

- ・浄化槽の維持管理契約をしている事業者の浄化槽管理士にご相談ください。

申請期間

令和3年4月1日～令和3年11月末

お手続き

■申請及び相談窓口

- ・水道局下水道課（中神町字城本1345-1 人吉浄水苑内）
- ・人吉衛生設備管理(有)（合ノ原町417-2）作業受託業者

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

作業受託業者の人吉衛生設備管理(有)へ直接お問合せください。

■お問合せ先

- ・水道局下水道課 0966-22-2111（内線6123、6124）
月～金曜日（祝日除く）
- ・人吉衛生設備管理(有) 0966-22-5200
月～金曜日（祝日除く）

48 被災浄化槽の改築（修繕）に対する補助

下水道課事業係

令和2年7月豪雨により被災した一般住宅や自治公民館の合併浄化槽を改築（修繕）される場合は、その改築（修繕）費用に対して補助を行います。

対象となる方

- ・公共下水道事業認可区域外にお住まいの方
- ・公共下水道への接続が技術的にできない所にお住まいの方
（例…河川管理道路沿など）
- ・市税を滞納していない方

※賃貸住宅、店舗等の営利を目的とする建物に設置している場合は対象外となります。

対象となる改築（修繕）内容

- ・ブローアの交換、蓋の交換
など、合併浄化槽の本体に関する設備の修繕

※浄化槽本体への流入配管及び放流配管は対象になりません。

※既に改築（修繕）された方は、対象となりません。

補助額

市長が認める額

申請期間

令和3年4月1日～令和4年1月末

※申請から許可まで2週間から1か月程度かかります。

お手続き

■申請及び相談窓口

水道局下水道課（中神町字城本1345-1 人吉浄水苑内）

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （1）補助金申請書
- （2）改築に関する見積書
- （3）改築の仕様が分かる構造図
- （4）改築しようとする浄化槽の位置図

- (5) 設置場所及び付近の見取図
- (6) 被災状況写真及び設備の故障が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類
 - ・ その他市長が必要と認める書類様式
 - ・ 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - ・ 誓約書
 - ・ 人吉市税に滞納が無い事を証する証明書
 - ・ その他、提出するよう求められたもの

■お問合せ先

水道局下水道課 0966-22-2111（内線 6123、6124）
月～金曜日（祝日除く）

49 浄化槽の設置に対する補助

下水道課事業係

一般家庭の住宅や自治公民館を再建する目的で合併浄化槽を設置される場合、人吉市浄化槽設置整備事業補助金を利用できます。

対象となる方

- ・公共下水道事業認可区域外にお住まいの方
- ・公共下水道への接続が技術的にできない所にお住まいの方
(例…河川管理道路沿など)
- ・市税を滞納していない方

※小規模店舗付き住宅の場合は、居住面積相当分が補助対象となります。

補助額

(円)

人 槽	(1) 補助金額 (基本額)	(2) 単 独 浄 化 槽を撤去	(3) 汲取・単独浄化槽 からの転換	(4) 市内事業者 加算	補助金合計 (すべてに該 当した場合)
5	332,000	90,000	216,000	50,000	688,000
7	414,000		257,000		811,000
10 以上	548,000		324,000		1,012,000

※合併浄化槽の新設及び合併浄化槽から合併浄化槽への更新の場合は、基本額のみ補助となります。

※日本工業規格により人槽が決まります。居住人員＝人槽ではありません。

5人槽＝延床面積130㎡以下 7人槽＝延床面積130㎡超 10人槽＝2世帯住宅となります。専用住宅については、延床面積が130㎡超であっても使用実態によっては5人槽への緩和ができます。

自治公民館の場合は、人槽算定の計算方法が異なりますので、ご相談ください。

申請方法

浄化槽工事を施工する業者を通じて「浄化槽設置届出」及び「補助金申請書」などを提出してください。

申請期間

令和3年4月1日～令和4年2月末

お手続き

■申請及び相談窓口

水道局下水道課（中神町字城本 1 3 4 5－1 人吉浄水苑内）

■受付時間

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 月～金曜日（祝日除く）

■申請に必要なもの

- （１）補助金申請書
- （２）審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、浄化槽付建売住宅の購入契約書の写し又は建築確認通知書の写し
- （３）設置場所及び附近の見取図（位置図、配置図、排水経路、浄化槽埋設図）
- （４）住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- （５）浄化槽設置費の見積書又は計算書（内訳が分かること）
- （６）その他市長が必要と認める書類
 - ・その他市長が必要と認める書類様式
 - ・保証登録証（市町村用）〔熊本県浄化槽協会〕
 - ・工場生産浄化槽認定書類
 - ・登録浄化槽管理票（C 票）
 - ・登録証（全国浄化槽推進市町村協議会）の写し
 - ・浄化槽設備士免状（昭和 6 2 年以前取得の方は特別講習会終了証も）の写し
 - ・誓約書
 - ・人吉市税に滞納が無い事を証する証明書
 - ・その他、提出するよう求められたもの

■お問合せ先

水道局下水道課 0966-22-2111（内線 6123、6124）
月～金曜日（祝日除く）

50 宅地内堆積土砂等を自費で撤去された方への償還

道路河川課
環境課

令和2年7月豪雨災害によって宅地内（事業所含む）に流入した土砂又は、土砂混じりがれきを、既に自費で撤去された方を対象に費用償還を行うものです。ただし、本市が算定した基準に基づくため、撤去に要した費用の全額を償還することが出来ない場合があります。

※令和3年6月30日をもって、受付を終了しました。

51 消費生活相談

市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

令和2年7月豪雨に伴い、賃貸アパートからの退去、家屋修理工事等その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

- ・人吉市消費生活センター（市民課くらし安心相談係）
0966-22-2111（内線 1215・1216）
（月～金曜日（祝日を除く）：午前8時30分～午後5時）
※人吉市消費生活センターでは、消費生活相談以外の相談も受け付けています。どこに相談していいかわからないお困りごとがありましたら、ひとりで悩まず、なんでもご相談ください。
- ・消費者ホットライン
局番なしの188番（原則毎日 ※土日祝日含む）

52 こころの健康相談

保健センター

令和2年7月豪雨で、被害にあわれた方や不幸にして亡くなられた方に近い方々にも、様々な心の不調がでることがあります。

以下の電話番号でご相談を受け付けております。

電話相談窓口

人吉市保健センター

0966-24-8010 （月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時）

熊本県精神保健福祉センター

096-386-1161 （月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時）

■その他の電話相談窓口

・熊本こころの電話

096-285-6688 <年中無休：午前10時～午後6時30分>

・熊本いのちの電話

096-353-4343 <年中無休：24時間>

0120-738-556 <毎月10日はフリーダイヤルで実施：午前8時～翌朝8時>

・よりそいホットライン

0120-279-338 <年中無休：24時間>

53 被災者支援無料法律相談窓口

市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

熊本県弁護士会において、令和2年7月豪雨で被災された市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料法律相談窓口が設置されています。

■相談の具体例

- ・ローンが残った住宅や車が被災し、その修繕や建設のためのローン問題
- ・賃貸マンション、アパートが被災したことによる退去に関するトラブル
- ・被災した住宅の片付けや修繕等に関する契約トラブル

対象となる方

人吉市及び球磨郡にお住まいの方

受付窓口

市役所市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

相談会場

人吉市消費生活センター（市役所西間別館2階 市民課くらし安心相談係）

■相談日

毎月第2・第4火曜日（祝日除く）（令和4年3月22日までの予定）

■時間

午後1時から午後4時まで ※ 相談時間は、1人25分です。

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が面談によりお答えします。（予約制）

※下記の電話番号へ電話で予約してください。

※当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

電話番号 0966-22-2111（内線1215・1216）

【月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時】

54 令和2年7月豪雨関連法律相談窓口

市民課くらし安心相談係（人吉市消費生活センター）

※71ページ「53 被災者支援無料法律相談窓口」にて対応しています。

〒868-8601

熊本県人吉市下城本町 1578 番地 1

人吉市カルチャーパレス 2階

人吉市復興局復興支援課まちづくり推進係

TEL：0966-22-2111

E-mail：fukkousien@hitoyoshi.kumamoto.jp